

## **個人情報適正管理規程**

**事業所名 島根フィルティーズ事務局**

### **(目的)**

#### **第1条**

この規程は、ファンクラブ会員等の個人情報の収集、保管、及び使用を適正に管理し、もって秘密の保持を厳守させることを目的とする。

### **(個人情報を取り扱う職員の範囲)**

#### **第2条**

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、島根フィルティーズ事務局とする。また、個人情報取扱責任者は、島根フィルティーズ代表とする。

### **(個人情報を取り扱う職員への教育・指導)**

#### **第3条**

島根フィルティーズ代表は、個人情報を取り扱う第2条に該当するスタッフに対し、新たに当該部署に配属されるとき及びその後少なくとも1年に1回、個人情報に関する教育・指導を実施することとする。また、島根フィルティーズ代表は、少なくとも3年に1回は個人情報保護に関する研修会を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るように努めることとする。

### **(個人情報の開示等)**

#### **第4条**

第2条の個人情報取扱者は、個人情報に関して、該当情報に係る本人（ファンクラブ会員）から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が登録している会員情報、申込内容、購買履歴等客観的事実に基づく情報の開示を速やかに行うこととする。更にこれに基づく訂正・削除の請求があった場合には、当該請求の内容が客観的事実に基づく場合には、速やかに訂正又は削除するものとする。

### **(個人情報の利用目的)**

#### **第5条**

島根フィルティーズ事務局は、会員の個人情報を以下の目的にのみ使用するものとする。

1. ファンクラブ会員証の発行及び会員管理
2. ファンクラブ会報、メールマガジン等の配信
3. チケット販売、グッズ販売に関する連絡
4. イベント、試合観戦に関する案内及び連絡
5. ファンクラブ特典の提供

6. アンケート調査及び統計分析（個人を特定しない形式）
7. その他ファンクラブ運営に必要な業務また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、  
島根フィルティーズ代表は会員への周知に努めることとする。

#### **(個人情報の第三者提供の制限)**

#### **第6条**

島根フィルティーズ事務局は、会員の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しないこととする。ただし、以下の場合はこの限りではない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 業務委託先（グッズ配送業者等）に対し、業務遂行上必要な範囲内で個人情報を提供する場合

#### **(個人情報に関する苦情処理)**

#### **第7条**

ファンクラブ会員等の個人情報に関して、当該情報にかかる本人からの苦情の申し出があつた場合は、誠意を持って適切な処置をすることとする。なお個人情報に関する苦情処理の担当者は島根フィルティーズ代表とする。

苦情の申し出は、以下の方法で受け付けるものとする。

- ・電話での問い合わせ
- ・電子メールでの問い合わせ
- ・島根フィルティーズ事務局窓口での直接申し出

#### **(個人情報の安全管理措置)**

#### **第8条**

島根フィルティーズ事務局は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、以下の措置を講じるものとする。

1. 個人情報を取り扱う区域の管理
2. 個人情報を取り扱う機器、電子媒体等の盗難又は紛失等の防止
3. 個人情報を取り扱う機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい防止
4. 個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄時の情報漏えい防止
5. アクセス制御及びパスワード管理

---

#### **付則**

##### **(実施期日)**

この規程は、令和7年12月20日から施行する。

##### **(改定)**

この規程の改定は、島根フィルティーズ代表の承認を得て行うものとする。

